

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 ティエリー ポルテ
(コード番号： 8303 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 6 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の事由

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 87 号) が平成 17 年 2 月 1 日に施行されたことに伴い、周知性の向上および公告掲載費用の節減を図るため、現行定款第 4 条(公告の方法)に定める公告の方法を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(同第 87 号)(以下「整備法」といいます。)、ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(同第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 「整備法」により、会社法の施行に伴って定款に定めたものとみなされる事項(取締役会、指名委員会、監査委員会、報酬委員会および会計監査人を置く旨、株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨、剰余金の配当等を取締役会が定めることができ、株主総会の決議によっては定めない旨)につき、それぞれ変更案第 4 条(機関)、同第 7 条(株券の発行)、同第 10 条(株主名簿管理人) および同第 35 条(剰余金の配当等の決定機関)の新設、変更、ならびに現行第 1 条の 2(委員会等設置会社の採用) および現行第 5 条の 2(自己株式の取得)の削除等の整備を行うものであります。
 - ② 定款の定めをもって単元未満株式について行使することができる権利を定めることが認められたことから、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するよう、変更

案第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

- ③定款の定めをもって株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとすることが認められたことから、株主の利便性向上を図るため変更案第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ④定款の定めをもって取締役全員の書面または電磁的記録による同意の意思表示によって取締役会の決議があったものとみなす制度が認められたことから、取締役会を機動的および効率的に運営できるよう、変更案第26条（取締役会の決議方法）第2項を新設するものであります。
- ⑤現行第9条（基準日）につきましては会社法第124条第1項および第2項の規定に従い、変更案第13条（定時株主総会の基準日）を新設するとともに、変更案第36条（剰余金配当の基準日）において期末配当、中間配当ならびにその他の配当の基準日を記載する変更を行うことから、これを削除し、併せて現行第33条（中間配当金の支払）および同第34条（優先株式の転換と利益配当金等）についても削除するものであります。
- ⑥株主総会の招集権者（変更案第12条（招集））等について必要な修正を行うものであります。
- ⑦その他、定款上で引用する旧「商法」（明治32年法律第48号）の条文をこれに相当する「会社法」の条文に変更し、また旧「商法」上の用語を「会社法」で使用される用語に変更するものであります。

- (3) 議決権を代理行使する株主数（変更案第17条（議決権の代理行使））、委員会の委員長の選定方法（同第32条（委員会の招集および議長））等について変更を行い、また、上記の条文新設、変更および削除に伴い一部条数の繰り下げ等の形式的な変更を行うとともに、全般にわたって一部表現の変更、字句の修正等の所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

定款新旧対照表

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(委員会等設置会社の採用)</p> <p>第1条の2 当銀行は、経営の仕組みについて、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下特例法という。)第2章第4節の特例の適用を受けるものとする。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>(機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 指名委員会</p> <p>(3) 監査委員会</p> <p>(4) 報酬委員会</p> <p>(5) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当銀行の発行する株式の総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式(以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当銀行の発行可能株式総数は、31億7452万8千株とし、このうち25億株は普通株式、7452万8千株は甲種優先株式、6億株は乙種優先株式(以上甲種優先株式および乙種優先株式を併せて優先株式という。)とする。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第5条の2 当銀行は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	(削 除)
(新 設)	<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株式)</p> <p>第6条 当銀行の1単元の株式の数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p> <p>2 当銀行は1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売渡すことを当銀行に請求することができる。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の単元株式数は、すべての種類の株式につき、1,000株とする。</p> <p>2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>3 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。</p>
(新 設)	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をす</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>る権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 前条第3項の規定による請求をすることができる権利</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当銀行は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当銀行においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当銀行は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当銀行の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当銀行の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する諸手続およびその手数料は、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当銀行は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(優先配当金)</p> <p>第9条の2 当銀行は、第32条に定める利益配当金を支払うときは、<u>優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録質権者（以下優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録質権者（以下普通登録質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該営業年度において第9条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</u></p> <p>2 ある営業年度において優先株主または優先登</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第11条の2 当銀行は、第36条第1項に定める期末配当金を支払うときは、<u>優先株式を有する株主（以下優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録株式質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録株式質権者という。）に先立ち、甲種優先株式1株につき年100円、乙種優先株式1株につき年10円を上限として、その発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金（以下優先配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度において次条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。優先配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</u></p> <p>2 ある事業年度において優先株主または優先登</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>録質権者に対して支払う利益配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>	<p>録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの優先配当金を超えて配当は行わない。</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当銀行は、第33条に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(この定款において優先中間配当金という。)を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第11条の3 当銀行は、第36条第2項に定める中間配当金を支払うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(本定款において優先中間配当金という。)を支払う。優先中間配当金の支払にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株主または優先登録質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第11条の4 当銀行の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株主または優先登録株式質権者に対し、甲種優先株式1株につき1,300円、乙種優先株式1株につき400円を支払う。残余財産の分配にあたっては、甲種優先株式と乙種優先株式とを同順位とする。</p> <p>2 優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p>
<p>(優先株式の消却)</p> <p>第9条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価格により消却することができる。</p>	<p>(優先株式の消却)</p> <p>第11条の5 当銀行は、いつでも優先株式を買い入れ、これを剰余金をもって当該買入価格により消却することができる。</p>
<p>(議決権)</p> <p>第9条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第11条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、<u>各事業年度に関して、定時株主総会の招集通知が発されるまでに、取締役会において優先配当金を受ける旨の議案が承認されず、かつ、かかる議案を定時株主総会に提出する旨の決議がされなかったときは</u>当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、取締役会または<u>定時株主総会において優先配当金を受ける旨の決議がある時までは</u>議決権を有するものとする。</p>
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第9条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を</u>与えない。</p>	<p>(株式の併合または分割、<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等</u>)</p> <p>第11条の7 当銀行は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>2 当銀行は、優先株主には、<u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を</u>与えない。</p>

現行定款	変更案
<p>(普通株式への転換)</p> <p>第9条の8 優先株主は、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間(以下転換期間という。)において、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第11条の8 優先株主は、<u>当銀行に対し、その優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間(以下取得請求期間という。)</u>において、当該決議で定める条件でその優先株式を取得し、これと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。</p>
<p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第9条の9 転換期間中に転換請求のなかった優先株式は、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの転換期間の末日の翌日(以下一斉転換日という。)をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式に転換される。</p> <p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、乙種優先株式については、一斉転換日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下店頭市場という。)における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の決算期または中間期において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉転換日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉転換日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式に普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の転換による普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限とし2分の1株</p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第11条の9 当銀行は、取得請求期間中に取得請求のなかった優先株式を、甲種優先株式または乙種優先株式それぞれの取得請求期間の末日の翌日(以下一斉取得日という。)をもって取得し、<u>これと引換えに、当該優先株式1株の払込金相当額を甲種優先株式、乙種優先株式それぞれについて次項に定める一定の金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p> <p>2 前項に定める一定の金額とは、甲種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、乙種優先株式については、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所に上場されている場合またはいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合は、当該45取引日目に始まる30取引日の当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場(以下店頭市場という。)における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)また、当該45取引日目の時点で当銀行の普通株式がいずれかの証券取引所または店頭売買有価証券登録原簿にも上場または登録されていない場合は、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結財務諸表を基準に、取締役会において別途定める算式に従い、直近の事業年度の末日または中間事業年度の末日において算定される1株当たり純資産額をいうものとする。ただし、一斉取得日に先立つ45取引日目の時点で当銀行の普通株式が上場または取引されている証券取引所または店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該取引日から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い証券取引所または店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値を基準に平均値を算出する。また、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>3 前2項の取得と引換えに交付される普通株式の数は、甲種優先株式1株に対し2株を上限とし、乙種優先株式1株に対し3分の2株を上限</p>

現行定款	変更案
<p>を下限とする。(以下現行どおり)</p> <p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>	<p>とし2分の1株を下限とする。(以下現行どおり)</p> <p>4 前3項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法</u>に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</p>
<p>(招集)</p> <p>第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき執行役社長がこれを招集する。</p> <p>4 執行役社長が欠員または事故があるときは、<u>執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</u></p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役である執行役社長がこれを招集する。</u></p> <p>4 執行役社長が欠員のときもしくは<u>取締役でないときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p>第13条 <u>当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>)</p> <p>第14条 <u>当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は、執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 執行役社長が欠員または事故があるときは、執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>3 前2項に関わらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役社長が欠員のときまたは事故があるときは、執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</p> <p>3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める執行役を定めることができる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>2 <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第13条の2 第10条第3項および第4項、第11条</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第17条の2 第12条第3項および第4項、第15条</p>

現行定款	変更案
<p>ならびに第13条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>ならびに前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>(取締役の員数および選任) 第14条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役(商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とする。 2 取締役の選任決議については、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(取締役の員数および選任) 第18条 当銀行の取締役は、20名以内とする。取締役のうち、2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とする。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第15条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 他の取締役の在任中新たに選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会長) 第16条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</p>	<p>(取締役会長) 第20条 (現行どおり)</p>
<p>(シニアアドバイザー) 第17条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニアアドバイザーを置くことができる。</p>	<p>(シニア・アドバイザー) 第21条 取締役会の決議をもって、当銀行にシニア・アドバイザーを置くことができる。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第18条 当銀行は、特例法第21条の17第1項に基づく取締役(取締役であった者を含む。)の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第21条の17第1項に基づく責任について、特例法第21条の17第5項において準用する商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第22条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>
<p>(取締役会の組織および権限) 第19条 取締役は、取締役会を組織する。 2 取締役会は、特例法第21条の7第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p>	<p>(取締役会の組織および権限) 第23条 (現行どおり) 2 取締役会は、会社法第416条第1項第1号に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。</p>
<p>(取締役会の招集) 第20条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。 2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故あるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。 2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>

現行定款	変更案
<p>3 第26条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は、前2項の定めに関わらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3 第31条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の議長)</p> <p>第21条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは取締役会長に事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第25条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</p> <p>2 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(執行役の員数および選任)</p> <p>第23条 当銀行の執行役は、20名以内とする。</p> <p>2 執行役は、取締役会において選任する。</p>	<p>(執行役の員数および選任)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p>
<p>(執行役の任期)</p> <p>第24条 執行役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期満了すべき時までとする。</p>	<p>(執行役の任期)</p> <p>第28条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>2 他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第25条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を選任する。</p> <p>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を選任するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を定めることができる。</p> <p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p>	<p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を選定するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</p>
<p>(執行役の責任免除)</p> <p>第26条 当銀行は、特例法第21条の17第1項の行為に関する執行役(執行役であった者を含む。)の責任について、取締役会の決議をもって</p>	<p>(執行役の責任免除)</p> <p>第30条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任につい</p>

現行定款	変更案
法令の限度において免除することができる。	て、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。
<p>(各委員会の員数および委員の選任)</p> <p>第27条 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、<u>社外取締役であって執行役でない者</u>でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において<u>選任</u>する。</p>	<p>(各委員会の員数および委員の選定)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</p> <p>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、<u>会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)</u>もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</p> <p>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において<u>選定</u>する。</p>
<p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第28条 各委員会は、各委員会においてあらかじめ<u>指名された委員</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の3日前に発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 <u>それぞれの委員全員の同意があるときは、各委員会は招集の手続きを経ないで開くことができる。</u></p>	<p>(委員会の招集および議長)</p> <p>第32条 各委員会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ<u>選定された委員</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 各委員会の招集通知は、各委員に対して、<u>会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4 (削除)</p>
<p>(委員会の決議方法)</p> <p>第29条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもってする。</p>	<p>(委員会の決議方法)</p> <p>第33条 委員会の決議は、<u>議決に加わることができるその委員の過半数</u>が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第30条 当銀行の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第34条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 当銀行は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項1号(優先株式についての会社法第156条第1項各号に掲げる事項を除く。)</u>および<u>第2号から第4号までに定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除くほか、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(利益金の処分)</p> <p>第31条 当銀行の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、<u>株主総会の決議を得て(特例法第21条の31第1項に基づき、取締役会の承認があったことが定時株主総会における承認を得たものとみなされる場合を含む。)</u>これを処分する。</p>	(削除)
<p>(利益配当金の支払)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録</p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p>第36条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現行定款	変更案
<p><u>質権者に支払う。</u></p> <p>2 (新設)</p> <p>3 (新設)</p>	<p>2 当銀行の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(中間配当金の支払)</p> <p>第33条 当銀行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に商法第293条ノ5の規定により分配する金銭(この定款において中間配当金という。)を支払うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(優先株式の転換と利益配当金等)</p> <p>第34条 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または第9条の9に定める転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過してなお受領されないときは、当銀行は、その支払の義務を免れるものとする。</p>
<p>(委員会等設置会社移行前の取締役及び監査役の責任免除)</p> <p>第36条 平成16年3月決算期に関する定時株主総会終結前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役及び監査役の責任免除並びに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2及び第25条の2の定めるところによる。</p> <p><変更前定款第19条の2、第25条の2></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第19条の2 当銀行は、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の行為に関する責任について、商法第266条第19項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(監査役責任免除)</p> <p>第25条の2 当銀行は、監査役の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)</p> <p>第38条 平成16年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)による改正前の商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役および監査役の責任免除ならびに社外取締役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第19条の2および第25条の2の定めるところによる。</p> <p>(以下現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)</p> <p>第39条 平成18年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第18条および第26条の規定は、会社法施行前</p>

現行定款	変更案
	<p>の行為に関する取締役および執行役の責任の免除については、なお効力を有する。</p> <p><変更前定款第 18 条、第 26 条> (取締役の責任免除) 第 18 条 当銀行は、特例法第 21 条の 17 第 1 項に基づく取締役（取締役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当銀行は、社外取締役との間で、特例法第 21 条の 17 第 1 項に基づく責任について、特例法第 21 条の 17 第 5 項において準用する商法第 266 条第 19 項各号の金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>(執行役の責任免除) 第 26 条 当銀行は、特例法第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する執行役（執行役であった者を含む。）の責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</p>